

塩竈市立病院「居宅療養管理指導事業所及び 介護予防居宅療養管理指導事業所」運営規定

（事業の目的）

第1条 塩竈市が開設する塩竈市立病院居宅療養管理指導事業所（以下「居宅療養管理指導事業」という）が行う居宅療養管理指導事業及び介護予防居宅療養管理指導事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師その他の従業者（以下「医師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、サービス希望する利用者等の選択によって適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の医師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 塩竈市立病院
- 二 所在地 塩竈市香津町 7 番 1 号

（職員の職種、員数、及び勤務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は事業所の職員を指揮監督し、業務の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師等（医師 常勤 15 名・非常勤嘱託 1 名 管理栄養士 1 名）
居宅療養管理指導の提供および居宅介護支援事業者等との連携にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 三 医師の居宅療養管理指導については電話により、24 時間連絡が可能な体制とする。

(居宅療養管理指導事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 一 医師の行う居宅療養管理指導
 1. 病状・心身の状況の把握
 2. 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者への情報提供、助言
 3. 利用者及び家族への居宅サービス利用に関する指導、助言
- 二 管理栄養士の行う居宅療養管理指導
 1. 利用者の病状、心身の状況及び環境の的確な把握
 2. 医師の指示に基づく利用者の心身機能の維持回復
 3. 利用者又は家族に対し提供するサービスについての指導及び説明

(利用料)

第7条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用者の費用負担割合の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 医師等は居宅療養管理指導を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時急変の手当を行うとともに、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めるものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するためのやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(サービス提供に関する苦情・相談)

第15条 提供した介護サービスに係る、相談及び苦情に対応するための窓口と担当者を事業所内に掲示する。市町村や公的団体等の相談・苦情窓口と連携し、円滑かつ適切な対応に努める。

(その他運営についての重要事項)

第16条 居宅療養管理事業所は、医師や栄養士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上（院内各種勉強会等）

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 事業所は、適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。

付則

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。